

# 島根県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画

平成27年10月

島根県

## 目次

- 1 計画策定の趣旨及び基本的事項
  1. 1 計画策定の趣旨
    1. 1. 1 計画の策定
    1. 1. 2 計画の改訂
  1. 2 基本的事項
    1. 2. 1 計画の対象
    1. 2. 2 計画期間
    1. 2. 3 計画の見直し
- 2 PCB廃棄物の保管量、発生量及び処分量の見込み
  2. 1 PCB廃棄物の保管量及び使用製品の使用量
  2. 2 PCB廃棄物の発生量と処分量の見込み
- 3 PCB廃棄物の確実かつ適正な処理の体制の確保
  3. 1 PCB廃棄物の処理
    3. 1. 1 J E S C Oによる処理
    3. 1. 2 電力会社による処理
    3. 1. 3 無害化処理認定施設等による処理
  3. 2 処理スケジュール
    3. 2. 1 高濃度P C B廃棄物の処理
    3. 2. 2 低濃度P C B廃棄物の処理
  3. 3 収集運搬体制
    3. 3. 1 安全な収集運搬の確保
    3. 3. 2 P C B廃棄物処理施設への運搬
    3. 3. 3 緊急時の連絡体制
- 4 PCB廃棄物の確実かつ適正な処理の推進
  4. 1 県の役割
    4. 1. 1 監視・指導
    4. 1. 2 中小企業者等の負担軽減のための支援
    4. 1. 3 情報の提供
  4. 2 事業者の役割
  4. 3 収集運搬業者の役割
  4. 4 J E S C Oの役割

## 1 計画策定の趣旨及び基本的事項

### 1.1 計画策定の趣旨

#### 1.1.1 計画の策定

ポリ塩化ビフェニル(以下「PCB」という。)廃棄物の確実かつ適正な処理を推進し、国民の健康の保護と生活環境の保全を図ることを目的として、平成13年6月にポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成13年法律第65号。以下「特別措置法」という。)が制定され、平成28年7月までの処理が義務付けられた。また、同法6条に基づき、国は、平成15年4月にポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画(以下「基本計画」という。)を定めている。

本計画は、同法第7条に基づき、基本計画に即して、島根県内のPCB廃棄物の確実かつ適正な処理の推進に関し必要な事項を定める。

#### 1.1.2 計画の改訂

PCB廃棄物の処理は、特別措置法制定以降、国により中間貯蔵・環境安全事業株式会社(以下「JESCO」という。)を活用した拠点的広域処理施設の整備が行われ、全国的に処理が進んでいるものの、処理作業者に係る安全対策等、処理開始後に明らかとなった課題への対応等により、当初予定していた平成28年7月までの処理完了が困難な状況となり、特別措置法の改正と基本計画の改訂により、新たな処理期限が設定された。

本計画では、基本計画の改訂の趣旨を踏まえ、PCB廃棄物の期限内における一日も早い処理完了に向け、必要な事項を定める。

### 1.2 基本的事項

#### 1.2.1 計画の対象

島根県内の特別措置法第2条第1項に規定するPCB廃棄物及び現在使用しているものであってPCBが含まれている製品(以下「PCB使用製品」という。)とする。

#### 1.2.2 計画期間

平成27年10月から平成39年3月までとする。

#### 1.2.3 計画の見直し

本計画は、基本計画の見直し等を勘案して必要に応じて、見直しを行うこととする。

## 2 PCB廃棄物の保管量、発生量及び処分量の見込み

### 2.1 PCB廃棄物の保管量及びPCB使用製品の使用量

島根県内で保管されているPCB廃棄物の保管量及びPCB使用製品の使用量は、表－1のとおりである。

表－1 PCB廃棄物の保管量及びPCB使用製品の使用量

(平成27年3月31日現在)

種類	保管量		使用量	
	事業所数	数量	事業所数	数量
高压トランス	2	5 台	0	0 台
高压コンデンサ	20	179 台	8	10 台
低压トランス	1	1 台	0	0 台
低压コンデンサ	2	148 台	0	0 台
柱上トランス	0	0 台	1	2 台
安定器	15	2,099 個	1	35 個
廃PCB	0	0 kg	0	0 kg
PCBを含む油	18	12 個	0	0 個
		1,527 kg		0 kg
		7,803 L		0 L
感圧複写紙	0	0 kg	0	0 kg
ウエス	9	242.3 kg	0	0 kg
汚泥	1	21 kg	0	0 kg
その他の機器等	155	851 台	94	197 台
		142,372.8 kg		7,458 kg
その他	24	41 台	0	0 台
		40,850.9 kg		
		2,119 L		

(注) 保管量及び使用量は、特別措置法第8条に基づく届出から集計した。また、保管事業所と使用事業所は重複するものがある。

### 2.2 PCB廃棄物の発生量と処分量の見込み

現在使用中のPCB使用製品は、特別措置法に定める処理期限までに順次使用が中止され、計画期間内にPCB廃棄物として新たに発生することが見込まれる。

したがって、現在保管中のPCB廃棄物量に使用量を加えたものを処分量として見込むものとする。PCB廃棄物の種類ごとの保管量、発生量及び処分見込量は表－2のとおりである。

表-2 PCB廃棄物の保管量、発生量及び処分見込量

種類	保管量(A)	発生量(B)	処分見込量 (A+B)
高圧トランス	5 台	0 台	5 台
高圧コンデンサ	179 台	10 台	189 台
低圧トランス	1 台	0 台	1 台
低圧コンデンサ	148 台	0 台	148 台
柱上トランス	0 台	2 台	2 台
安定器	2,099 個	35 個	2,134 個
廃PCB	0 kg	0 kg	0 kg
PCBを含む油	12 個	0 個	12 個
	1,527 kg	0 kg	1,527 kg
	7,803 L	0 L	7,803 L
感圧複写紙	0 kg	0 kg	0 kg
ウエス	242.3 kg	0 kg	242.3 kg
汚泥	21 kg	0 kg	21 kg
その他の機器等	851 台	197 台	1,048 台
	142,372.8 kg	7,458 kg	149,830.8 kg
その他	41 台	0 台	41 台
	40,850.9 kg	0 kg	40,850.9 kg
	2,119 L	0 L	2,119 L

### 3 PCB廃棄物の確実かつ適正な処理の体制の確保

#### 3.1 PCB廃棄物の処理

島根県内で保管されているPCB廃棄物の処理期限はPCB含有濃度に応じて、表-3のとおりとする。

表－3 PCB廃棄物の処理施設と処理期限

	PCB 含有濃度	処理施設	処理期限		
高濃度 PCB 廃棄物	5,000mg /kg 超	JESCO 北九州 PCB 処理事業所 (国設置)	高压トラン ス・コンデ ンサ等	計画的処理 完了期限	平成31年3月
				事業終了 準備期間	平成34年3月
			安定器 等・汚染 物	計画的処理 完了期限	平成34年3月
				事業終了 準備期間	平成36年3月
低濃度 PCB 廃棄物	5,000mg /kg 以下	無害化処理 認定施設 (民間)	平成39年3月		

※ 計画的処理完了期限:保管事業者がJESCOに対し処分委託を行う期限

※ 事業終了準備期間:今後新たに生じる廃棄物の処理や処理が容易ではない機器の存在、事業終了のための準備を行うための期間を勘案した期間

※ 安定器等・汚染物には低圧トランス及び低圧コンデンサの内小型のもの、安定器その他これらと同程度の小型の電気機器が廃棄物となったものを含む。

### 3. 1. 1 JESCOによる処理

島根県内のPCB廃棄物は、JESCOが全国5カ所に整備する拠点的広域処理施設のうち北九州PCB廃棄物処理施設において処理する。北九州PCB廃棄物処理施設の概要は表－4のとおりである。

なお、PCB廃棄物のうち低濃度のPCBに汚染された絶縁油を含むトランス等（以下「低濃度PCB混入廃重電機器等」という。）については、JESCOでの処理対象外とする。

表－4 JESCO北九州PCB廃棄物処理施設の概要

処理施設名 (設置場所)	北九州PCB廃棄物処理施設 (福岡県北九州市若松区響町一丁目62番24号)	
	第1期施設	第2期施設
処理品目	トランス・コンデンサ	① コンデンサ ② 安定器等・汚染物
処理方式	脱塩素化分解法	① 脱塩素化分解法 ② プラズマ熔融分解法

処理能力	1.0t/日 (PCB分解量)	① 0.5t/日 (PCB分解量) ② 10.4t/日 (安定器等・汚染物量)
処理対象	処理対象地域	処理対象物
	中国・四国・九州・沖縄 17 県 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	高圧トランス・コンデンサ等、安定器等・汚染物
	近畿 2 府 4 県 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県	安定器等・汚染物 (一部機器を除く)
	東海 4 県 岐阜県、静岡県、愛知県、三重県	車載トランスの一部、安定器等・汚染物 (一部機器を除く)
	南関東 1 都 3 県 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県	コンデンサの一部

### 3. 1. 2 電力会社による処理

中国電力株式会社は、保有する微量のPCBが混入している柱上トランスを、同社が広島県内に設置する処理施設において、計画期間内に自ら処理するものとする。

中国電力株式会社が設置する処理施設の概要及び処理状況は表－5のとおりである。

表－5 中国電力株式会社の処理施設の概要

施設名称	絶縁油リサイクルセンター	柱上変圧器リサイクルセンター
設置場所	広島市南区宇品東四丁目2番1号	広島県安芸郡坂町平成ヶ浜四丁目
処理方法	脱塩素化分解法 (S Pプロセス法)	真空加熱分離法
処理能力	PCB 使用絶縁油 : 約 0.2kl/日 PCB 微量混入絶縁油 : 約 25.2kl/日	柱上トランスの容器 : 31t/日
運転開始	平成 1 8 年 1 1 月	平成 1 9 年 5 月
処理状況	平成 2 6 年 1 0 月処理完了	処理継続中

### 3. 1. 3 無害化処理認定施設等による処理

微量PCB混入廃重電機器等を含む低濃度PCB廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)に基づく無害化処理認定制度の対象となったため、国の認可を受けた無害化処理認定施設(都道府県が許可した無害化処理施設を含む。以下同じ。)で処理することとする。

## 3. 2 処理スケジュール

### 3. 2. 1 高濃度PCB廃棄物の処理

JESCO北九州PCB廃棄物処理施設での処理については、北九州市、処理対象地域の関係自治体及びJESCOで構成する広域調整協議会(以下「広域調整協議会」という。)における搬入時期の調整に基づき、次のとおりとする。

表-6 島根県内の高濃度PCB廃棄物の集中搬入期間

	集中搬入期間	
少量保管事業者	第1回	平成27年10月～11月
	第2回	平成28年10月～11月
多量保管事業者	JESCOとの協議に基づく搬入	

### 3. 2. 2 低濃度PCB廃棄物の処理

PCB特別措置法の法期限内のできる限り早期に処理完了を目指すこととする。

## 3. 3 収集運搬体制

### 3. 3. 1 安全な収集運搬の確保

県は、PCB廃棄物の収集運搬を行う者に対して、国が策定した「ポリ塩化ビフェニル廃棄物収集・運搬ガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)の遵守を指導し、収集運搬の安全性の確保を図る。

また、収集運搬時の漏えいを防止するため保管事業者に対し立入検査を実施し、保管状態の把握に努め、適正な指導を行う。

### 3. 3. 2 PCB廃棄物処理施設への運搬

PCB廃棄物の運搬を行う者は、十分な収集運搬体制を整備した上で、特



別措置法、廃棄物処理法等関係法令、ガイドライン、及び処理施設に係る受入基準(以下、「受入基準」という。)を遵守し、安全かつ適正に収集運搬を行わなければならない。

なお、JESCO北九州PCB処理事業所へPCB廃棄物の運搬を行う場合は、以下に留意するものとする。

- (1) 北九州事業所の受入基準を遵守すること。
- (2) 北九州市ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画に定められた運行条件を遵守すること。

### 3.3.3 緊急時の連絡体制

収集運搬時の事故等に備え、県、市町村、警察及び消防等の関係機関、保管事業者及び収集運搬業者等が連携し、迅速かつ適切な対応が取れるよう、緊急連絡体制を整備する。

なお、JESCO北九州PCB処理事業所へ搬入する場合の緊急時連絡体制は図-1のとおりとする。

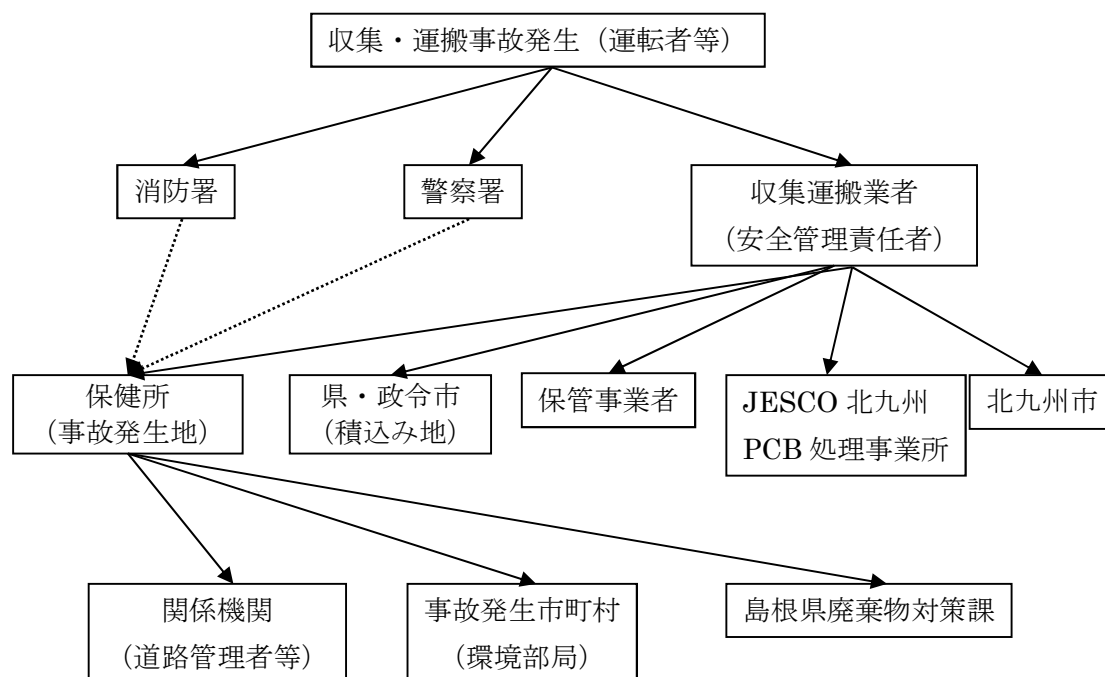


図-1 緊急時連絡体制

## 4 PCB廃棄物の確実かつ適正な処理の推進

### 4.1 県の役割

#### 4.1.1 監視・指導

PCB廃棄物の長期保管によって、不適正な管理や紛失等の問題が生じることが懸念される。このため、県は、国、地方産業保安監督部、JESCO、電気保安関係等の事業者等と協力して未処理事業者を把握し、保管事業者に対し、期間内の計画的な処分を働きかけ、併せて処分が完了するまでの間の保管等の届出や廃棄物処理法に基づく保管基準の遵守などについて周知を図る。また、計画的な立入検査を実施して、PCB廃棄物の保管状態及び処理の時期を確認するなど、指導等の徹底を図る。

一方、現在、PCB使用製品を保有している事業者に対しては、早期かつ計画的な使用停止、JESCO北九州PCB処理事業所を利用した計画期間内の処理について啓発に努める。

#### 4.1.2 中小企業者等の負担軽減のための支援

中小企業者等の負担軽減のために、国と協調してPCB廃棄物処理基金の造成に努める。

また、PCB廃棄物の処理(運搬を含む。)及び対象設備の買換に要する経費を対象とする中小企業者への融資制度を設けるとともに、中小企業者へこの支援を活用した負担軽減制度の周知を図り、PCB使用製品を含めたPCB廃棄物の処理の促進に資する。

#### 4.1.3 情報の提供

PCB廃棄物の処理を確実かつ円滑に進めていくためには、広く県民や事業者等の理解と協力を得ることが重要である。県は、県内におけるPCB廃棄物の保管事業者及びその保管状況に関する情報、PCB廃棄物処理計画に関する情報、収集運搬に関する情報等を容易に入手できるよう、情報の公開、提供に努める。

### 4.2 事業者の役割

保管事業者は、そのPCB廃棄物を自らの責任において、基本計画に定められた処分の期限までの間に、自ら又は委託して、適正に処理するとともに、同法の規定により、保管及び処分の状況を毎年度知事に届出なければならない。

具体的には、そのPCB廃棄物が処理されるまでの間、県の指導及び助言に従い、PCBの漏えい等による人の健康及び生活環境に係る被害が生じないようにその保管状況を点検し、必要に応じて改善のための措置を講ずるとともに、紛失したり、PCB廃棄物でないものとして処分することのないよう適正に保管しなければ

ならない。

また、処理にあたっては、漏えいのおそれその他の保管状況に応じて、安全な収集運搬が確保されるよう必要な措置を講ずるとともに、処理期限内に確実に処分されるよう処理委託を行うものとする。

一方、現在、PCB使用製品を保有している事業者は、計画的に使用を停止し、処理期限内に適正に処理するものとする。

#### 4.3 収集運搬業者の役割

収集運搬業者は、PCB廃棄物を誤って処分しないよう、国、都道府県市及び電気機器等を製造した者から提供される情報に注意し、必要に応じ排出事業者に対してPCBにより汚染されているかどうかを確認するなどの必要な措置を講じなければならない。

また、収集運搬にあたっては、「3.3.2 PCB廃棄物処理施設への運搬」を遵守し、事故等の緊急時においては、速やかに関係機関に通報するとともに、PCB廃棄物の流出・拡散防止等の応急措置を講じなければならない。

#### 4.4 JESCOの役割

JESCOは、PCB廃棄物処理の事業主体として、島根県に存するPCB廃棄物を安全かつ確実に処理するとともに、PCBの処理に関する安全対策、環境保全対策などの情報の公開に努めるものとする。

また、島根県と連携を図り、未登録のPCB廃棄物の調査やJESCO北九州PCB処理事業所への効率的な積み合わせ運搬の調整に協力するものとする。